

X 上場に伴う費用

本章に記載する各種料金は、消費税額及び地方消費税額を加算してお支払いいただきます。

1 上場審査に伴う費用

上場申請時には、上場審査料が必要となります。

料金	金額	支払期日
上場審査料	400 万円	上場申請日が属する月の翌月末日まで

(注1) 申請会社が以前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日（予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請を行う場合は、半額となります。

(注2) 予備申請を行う場合には、上場審査料と同額の予備審査料が必要となります。予備申請を行った場合で、かつ、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行った場合には、改めて上場審査料をお支払いいただく必要はありません。

なお、欧州・米国等、特に遠方において行う実地調査及び面談等に係る渡航費用やその他の東証が上場審査のために特に必要と認める調査に係る費用については、別途実費相当額を調査費用として申し受けます。

2 新規上場時に必要となる費用

新規上場時には、新規上場料及び公募又は売出しに係る料金が必要となります。

料金		金額	支払期日
新規上場料	市場第一部	1,500 万円	上場日が属する月の翌月末日まで
	市場第二部	1,200 万円	
公募又は売出しに係る料金		(1) 上場申請に係る株券等の公募 公募株式数×公募価格×万分の9	上場日の属する月の翌月末日まで
		(2) 上場申請に係る株券等の売出し（注3） 売出株式数（注4）×売出価格×万分の1	

- (注1) 新規上場料の市場第一部は新規上場と同時に市場第一部に指定される場合の、新規上場料の市場第二部は新規上場と同時に市場第二部に指定される場合の新規上場料をいいます。
- (注2) 公募又は売出しに係る料金は、上場承認の日以後上場日までに行う新規上場申請に係る株券の公募又は売出しを対象とします。
- (注3) 法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するものに限りです。
- (注4) 売出株式数には、オーバーアロットメントによる売出株式数を含みます。また、上場後にグリーンシューオプションに係る第三者割当増資が行われた場合には、その第三者割当増資における割当株式数に応じた「新株の上場に係る料金」(後掲)が必要となります。
- (注5) 料金の算定において生じた100円未満の金額は切り捨てます。

[新規上場時に必要となる費用の計算例]

(前提条件)

- ・市場第二部への上場
- ・公募 100,000 株
- ・売出し (引受人の買取引受) 50,000 株
- ・売出し (オーバーアロットメント) 20,000 株
- ・公募又は売出価格 2,560 円

(計算)

新規上場料	12,000,000 円
+ 公募又は売出しに係る料金	【公募分】 100,000 株 × 2,560 円 × 9 / 10,000 = 230,400 円
	【売出し分】 (50,000 株 + 20,000 株 = 70,000 株) × 2,560 円 × 1 / 10,000 = 17,900 円 (百円未満切捨て)
合計	12,248,300 円

3 上場会社が支払う費用

上場会社は、以下に記載する年間上場料、新株発行等に係る料金、新株の上場に係る料金及び合併等に係る料金が必要となります。

(1) 年間上場料

上場後は、年間上場料として次の表に定める金額に TDnet 利用料として 12 万円を加算した金額をお支払いいただくことになります。

市場区分 時価総額	市場第一部	市場第二部	支払期日
50 億円以下	96 万円	72 万円	2 月末日及び 8 月末日まで（左記の金額に TDnet 利用料を加算した金額の半額ずつ）
50 億円を超え 250 億円以下	168 万円	144 万円	
250 億円を超え 500 億円以下	240 万円	216 万円	
500 億円を越え 2,500 億円以下	312 万円	288 万円	
2,500 億円を越え 5,000 億円以下	384 万円	360 万円	
5,000 億円を 越えるもの	456 万円	432 万円	

(注1) 上場時価総額は、毎年 12 月の売買立会の最終日における最終価格（その日の売買立会において売買が成立していない場合には、売買が成立した直近の日の売買立会における最終価格）と毎年 12 月末日の上場株式数を用いて計算します。

(注2) 新規上場時の年間上場料は、新規上場日の属する月によってお支払いいただく金額が変わります。（下表参照）

2月末日を支払期日とする年間上場料	
新規上場日の 属する月	年間上場料
前年の8月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の1の額に年間上場料の半額を加えた額
前年の9月	年間上場料の半額
前年の10月	年間上場料の12分の5の額
前年の11月	年間上場料の12分の4の額
前年の12月	年間上場料の12分の3の額
1月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の2の額
2月	年間上場料をお支払いいただく必要はありません

8月末日を支払期日とする年間上場料	
新規上場日の 属する月	年間上場料
2月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の7の額
3月	上場日における上場時価総額による年間上場料の半額
4月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の5の額
5月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の4の額
6月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の3の額
7月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の2の額
8月	年間上場料をお支払いいただく必要はありません

(2) 新株券等の発行等に係る料金

上場会社が新株券等の発行等を行う場合には、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
上場株券等(注1)を発行又は処分(注2)する場合	1株当たりの発行価格×発行又は処分する株券等×万分の1	その新株発行等を行った日の属する月の翌月末日まで
新株予約権の目的となる株式が上場株式会社である新たな新株予約権(注3)を発行する場合	(新株予約権の発行価格×新株予約権の総数+新株予約権の行使に係る払込金額(注4)×新株予約権の目的となる株式の数)×万分の1	
上場株券等の売出し(注5)をする場合	売出株式数×売出価格×万分の1	

(注1) 上場株券への転換(会社がその発行する株式を取得するのと引換えに新たな上場株券を交付することをいいます。)が行われる株券を含みます。

(注2) 会社法第199条第1項に規定する募集によるもの(外国会社にあつてはこれに相当するもの)に限ります。新規上場に係るオーバーアロットメントを行う元引受金融商品取引業者等有価証券の募集等に係る元引受契約の締結に当たり付与された募集等対象銘柄の発行者又は保有者より募集等対象銘柄を取得することができる権利の行使に伴う第三者割当による発行又は処分は除きます。

(注3) 会社法第238条第1項に規定する募集によるもの及び同第277条に規定する新株予約権無償割当てによるもの(外国会社にあつてはこれに相当するもの)に限ります。

(注4) 「新株予約権の行使に係る払込金額」とは、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額をいいます(以下同じ。)

(注5) 法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するものに限ります。

(3) 新株の上場に係る料金

上場会社の新たに発行する株券等の上場に際しては、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
新株の上場に係る料金	1株当たりの発行価格(注1)×新たに発行する株券等(注2)の数×万分の8	その新株の上場日の属する月の翌月末日まで(注3)

(注1) 他の種類の株式への転換(会社がその発行する株式を取得するのと引換えに株券を交付することをいいます。以下同じ。)が行われる株式の転換により発行された新株を上

場する場合は、当該株式の1株当たりの発行価格を表中における「1株当たりの発行価格」とみなして計算します。

新株予約権の権利行使により発行された新株を上場する場合は、次の方法で計算した金額の1株当たりの金額に相当する金額を、1株当たりの発行価格とみなして計算します。

「各新株予約権の発行価格 × 新株予約権の総数 + 新株予約権の行使に係る払込金額 × 行使される株式数」

また、取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い発行された新株を上場する場合は、次の方法で計算した金額の1株当たりの金額に相当する金額を、1株当たりの発行価格とみなして計算します。

「各新株予約権の発行価格 × 新株予約権の総数（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合は、当該金額と取得される新株予約権に係る社債の金額の合計額）」

(注2) 規程第303条の適用を受けて上場する新株を除きます。

(注3) 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により発行された新株を上場する場合、新株予約権の権利行使により発行された新株を上場する場合又は取得条項付新株予約権の取得に伴い発行された新株を上場する場合における支払期日は、別に定めております。

(4) 合併等に係る料金

上場会社が吸収合併等（吸収合併、吸収分割又は株式交換をいいます。）を行う場合には、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
合併等に係る料金	(その合併等に際して発行する株券等の数+交付する自己株式の株券等の数)×合併等の効力発生日(注1)の売買立会におけるその株式の最終価格(注2)×万分の2	合併等の効力発生日の属する月の翌月末日まで

(注1) 合併、分割及び株式交換の効力発生日をいいます（以下同じ。）。

(注2) その合併等の効力発生日の売買立会において売買が成立しない場合には、その合併等の効力発生日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格をいいます。

(注3) 上記の合併等に係る料金については、上限は1,000万円です。

4 一部指定・市場変更に伴う費用

(1) 一部指定

市場第二部から市場第一部へ的一部指定を申請する場合には、一部指定審査料が必要となります。

料金	金額	支払期日
一部指定審査料	400 万円	一部指定申請日が属する月の翌月末日まで
一部指定料	—	—

(注1) 予備申請を行う場合には、一部指定審査料と同額の予備審査料が必要となります。予備申請を行った場合で、かつ、一部指定申請書に記載した一部指定申請を行おうとする日の属する事業年度に一部指定申請を行った場合には、改めて一部指定審査料をお支払いいただく必要はありません。

(2) マザーズから本則市場への市場変更

料金	金額	支払期日
市場変更審査料	400 万円	市場変更申請日が属する月の翌月末日まで
上場市場変更料	新規上場料－(100 万円＋マザーズへの上場時における公募又は売出しに係る料金)	上場市場の変更日の属する月の翌月末日まで

(注1) 予備申請を行う場合には、変更審査料と同額の予備審査料が必要となります。予備申請を行った場合で、かつ、上場市場の変更予備申請書に記載した市場変更申請を行おうとする日の属する事業年度に市場変更申請を行った場合には、改めて変更審査料をお支払いいただく必要はありません。

(注2) 2003 年4月1日より前に行った上場申請によりマザーズに上場した会社については、上記にかかわらず、次の方法で計算した金額が上場市場変更料となります。

「新規上場料(市場変更と同時に市場第一部に指定される場合1,500万円、市場第二部に指定される場合1,200万円)－マザーズへの上場時に支払った上場手数料(100万円＋マザーズ上場時の公募に関する1株当たりの発行価格×公募株式数×万分の9(2,000万円を上限とします。))－新株の上場時に支払った上場手数料(1株当たりの発行価格×新たに上場する株式数×万分の9)」

(3) JASDAQ から本則市場への市場変更

料金	金額	支払期日
市場変更審査料	400 万円	市場変更申請日が属する月の翌月末日まで
上場市場変更料	新規上場料－600 万円	上場市場の変更日の属する月の翌月末日まで

(注) 予備申請を行う場合には、変更審査料と同額の予備審査料が必要となります。予備申請を行った場合で、かつ、上場市場の変更予備申請書に記載した市場変更申請を行おうとする日の属する事業年度に市場変更申請を行った場合には、改めて変更審査料をお支払いいただく必要はありません。